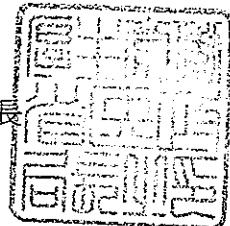


医政発 0324 第 22 号
平成 22 年 3 月 24 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長



医療の質の評価・公表等推進事業の実施について

医療技術の高度化に伴い、ガイドラインや根拠に基づく医療（EBM）など、質を測定・評価する考え方が発達し、また、患者や国民の意識の変化から、医療の質への関心が高まり、医療の質の向上及び質の情報の公表が求められている。

このため、今般、別添「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」を定め、国民の関心の高い医療分野における、医療の質の評価・公表等に係る取り組みを推進することとしたので、御了知の上、貴管下関係機関等への周知等について御協力願いたい。

医療室
22.3.29
第629号

医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、国民の関心の高い特定の医療分野について、医療の質の評価・公表等を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

3 補助対象

- (1) 厚生労働大臣が定める特定の医療分野において、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等に取り組む者とする。
- (2) 本事業の補助対象は、専門家等の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを選定するものとする。

4 事業内容

- (1) 特定の医療分野について、評価・公表等を行う具体的な臨床指標を選定する。
- (2) 関連する複数の医療機関から臨床データを集計・分析し、具体的な臨床指標の作成を行い、ホームページ等を通じて国民に対して公表する。
- (3) 臨床データの提供のあった医療機関の関係者等による委員会を開催し、国民に有用な臨床指標の公表のあり方等に関する諸課題について分析・改善策の検討を行う。
- (4) 本事業終了後は、上記(1)及び(2)の実施状況及び実施時に生じた問題点、並びに(3)の分析・改善策の検討結果を整理し、厚生労働省に報告するものとする。
また、本事業終了後においても、上記取り組みを継続するものとする。